破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第４５７４号
大阪府守口市藤田町３丁目23番２―306号
債務者　生駒　雅之
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６１６号
大阪府摂津市別府１丁目４番２号　コスモハイツ301号
債務者　岩崎　　修
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８４２号
大阪市生野区生野東３丁目１番２号　おがわ苑
債務者　白井千代野
法定代理人成年後見人　尹　　英和
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８６３号
大阪府枚方市田宮本町14番25―217号
債務者　加藤　吉和
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８９４号
大阪市東淀川区北江口３丁目３番１―801号
債務者　芝田　和代
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９２１号
大阪府枚方市茄子作３丁目６番28号
債務者　冨高　恭子
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０００号
大阪市住吉区我孫子３丁目８番16号　ベアーコーポ　302号、前住所大阪府河内長野市楠ケ丘５番25号
債務者　安田　隆文
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０２７号
大阪府茨木市寺田町２番29号の35　第二安威川アパート51号
債務者　下田　　悟
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０４１号
大阪市城東区関目５丁目６番11号　ローレンス宗ハイツ303号
債務者　井上　　昇
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０４７号
大阪府枚方市南楠葉２丁目４番10―101号、前住所大阪府枚方市西船橋２丁目59番20―209号
債務者　田玄　千栄
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０６９号
大阪市東成区深江南１丁目14番20号ＪＨＣハイツ604号
債務者　栃谷　知子
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２８０号
函館市松川町２番８号
債務者　吉田　数馬
1　決定年月日時　平成28年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで　函館地方裁判所

平成２８年（フ）第２８９号
函館市八幡町15番７号
債務者　根元　利裕
1　決定年月日時　平成28年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで　函館地方裁判所

平成２８年（フ）第２４１号
千葉県成田市加良部４―22―３―305、住民票上の住所千葉県八街市文違301番地4528　サンリットガーデンⅠ201
債務者　辺見　英介
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第２４４号
千葉県八街市朝日425番地11
債務者　岡野　道子
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第２４７号
千葉県八街市滝台1527番地１
債務者　畠山　唯志
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第１６７４号
愛知県あま市西今宿梶村二41番地37
債務者　大宮　雅隆
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで　名古屋地方裁判所民事第２部